

周南市監査委員 久行 竜二

周南市監査委員 岩田 淳司

## 定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和4年6月17日に議長及び市長に提出しています。）

### 1 監査の対象

シティネットワーク推進部

広報戦略課、市民の声を聞く課、シティプロモーション課

### 2 監査の範囲

令和3年4月から令和4年1月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

### 3 監査の実施期間

令和4年4月26日（水）から令和4年6月17日（金）まで

### 4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

### 5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

#### (1) 共通的事項

ア 内部統制が有効に機能しているか。

#### (2) 支出事務

ア 不経済な支出及びその他不適当と認められる支出はないか。

イ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。

#### (3) 契約事務

- ア 入札金額の内訳を記載した書類の確認がなされているか。
- イ 継続費の総額又は繰越明許費の範囲内におけるものを除くほか、翌年度以降経費の支出を伴う契約については予算で債務負担行為として定めているか。
- ウ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か
- エ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。また、公表を要する公共工事の場合、契約の内容を公表しているか。

## 6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

### シティプロモーション課

#### (1) 契約事務

- ア 特命随意契約の締結において、予定価格決定や見積合わせの事務が適正に行われていないものがあった。
- イ ふるさと納税に係る業務委託契約について、自動更新条項を設けて契約を締結しているものがあった。